

# 鳴門市下水道工事特記仕様書

## (特記仕様書の摘要)

**第1条** 本工事の施工にあたっては、「鳴門市下水道工事特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

## (適用範囲)

**第2条** この仕様書は下水道の特記事項について示すものであり、「鳴門市下水道工事特記仕様書」に定めのないものは以下の最新図書に基づき実施しなければならない。

- (1) 国土交通省 都市地域整備局下水道部「下水道土木工事共通仕様書（案）」
- (2) 徳島県 県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書」
- (3) 徳島県 県土整備部「徳島県土木工事施工管理基準（案）」

- 1 この仕様書と他の共通仕様書との競合する事項については、この仕様書の定めるところによるものとする。
- 2 その他、施工上必要な事項については、本市監督員と十分協議し、その指示に従い請負者の負担にて施工しなければならない。

## (法令の遵守)

**第3条** 請負者は工事の施行において、関係する法律及びその他の関係法令、条令、並びに規則を遵守しなければならない。

## (施工計画)

**第4条** 請負者は契約後14日以内に様式第9号に定める「工事施工計画承認申請書」および「工事工程表」を作成し、監督員に提出し確認を受けなければならない。また契約内容を変更した場合、現場代理人および主任技術者を変更した場合についても同様とする。

### 1 地域住民への対応

請負者は施工にあたり、地域住民等へチラシ等により下水道工事の案内を行うとともに、工事に対する理解と協力を求め、紛争が生じないように努めるものとする。なお、案内する内容および方法については、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

### 2 事前調査

請負者は施工上必要な事項について、施工前にその全容を把握するための調査を行い、本市監督員及び工事関係者等へ事前調査結果を周知し、事故防止に努めなければならない。なお、主な調査事項は次のとおりとする。家屋等建築物の事前調査については、「建物事前調査等標準仕様書」に基づくものとする。

- (1) 地下埋設物および架空線
- (2) 周辺地域の構築物および排水状況
- (3) 道路使用状況
- (4) 井戸及び地下水の状況
- (5) その他必要な事項（不発弾等）

なお、請負者は、地下埋設物および架空線等が支障となる等により、施設の位置変更が必要になる場合は、調査資料を作成し、監督員と協議しなければならない。また調査を行うにあたり、事前に当該施設管理者と連絡及び協議することとする。

請負者は、事前調査時及び工事施工中において管理者不明の埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、措置方法について協議しなければならない。また、不明な埋設物等について、措置方法が決まるまでは監督員の指示する方法により保全等の措置を講じるものとする。

#### (交通誘導員の配置計画)

**第5条** 現道上の工事においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから、請負者は状況を十分把握するとともに、その対策について交通誘導員の配置計画を提出するものとする。

また、「交通誘導員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（契約書の写し、勤務伝票の写し等）とともに監督員に1部提出しなければならない。

本工事においては、交通誘導警備員B 24人を想定している。

#### (支障物件)

**第6条** 本工事区域内には、次に掲げる占用物件が埋設されているため、施工にあたっては占用企業者と十分連絡調査を行い、占用物件の位置、保安対策等を明確にし、事故の発生を防止すること。なお、施工方法および工期等に変更が生じた場合には監督員と協議を行い、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。請負人の責により占用物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置をとり、請負人の負担によりこれを補修しなければならない。

占用埋設物：水道管・電力管・NTT通信管・排水管・都市下水路管・その他

#### (廃棄物の処理及び処分)

**第7条** 請負者は、廃棄物の処理及び処分にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、請負者の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。

#### (再生利用のための建設副産物の搬出)

**第8条** 本工事の施工により発生する次の各号の産業廃棄物は、再生のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。

なお、請負者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処理が可能であるか確認すること。

1 受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。

(1) コンクリート塊

イ 受入場所：鳴門市瀬戸町明神

(2) アスファルトコンクリート塊

イ 受入場所：鳴門市瀬戸町明神

2 搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

**(再生資材の使用)**

**第9条** 再生資材の使用にあたっては、プラント再生舗装技術指針及びコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）等を遵守の上、適正な品質を確保すること。特に、再生クラッシャーランについては、資材中のアスファルトコンクリート再生骨材の配合率が70%を越えると、所要の品質規格を満たさない場合があるので注意すること。

また、適正な品質が確保できない場合及び再生資材の確保が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

**(産業廃棄物管理票等の提出)**

**第10条** 徳島県土木工事共通仕様書第1編第1章第1節第23条第2項に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出は、D票の写し若しくはE票の写しとする。

**(マンホール蓋のデザイン)**

**第11条** マンホール蓋更新工事において使用するマンホール蓋のデザインについては発注者の指示に従うものとする。ただし、鍵部品等の形状については、事前に監督員と協議し、変更することが出来る。その他の詳細については、「下水道マンホール蓋特記仕様書」に従うものとする。